

新型コロナウイルス感染症の全数届出見直しにかかる対応について

尼崎市は、9月26日より全国一律で新型コロナウイルス感染症の全数届出見直しが行われることに伴い、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、医師による届出(発生届)対象を65歳以上の方や入院を要する方などに限定し、保健医療体制の強化や重点化を進めていきます。届出された方には、引き続き保健師等による聞き取り調査や健康観察を行うとともに、必要に応じて入院等の医療提供につなげていく一方で、届出対象外の方には、「尼崎市陽性者登録センター」にご自身で登録いただくことで、体調悪化時にすみやかに医療に繋がられるよう支援していきます。

1 開始日

9月26日

2 届出見直しの概要

(1) 届出対象

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬か酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

※ ①～④に該当しない方は届出対象外です。

(2) 届出対象外の方向けフォローアップ体制の整備

「尼崎市陽性者登録センター」の設置

3 保健所の支援について

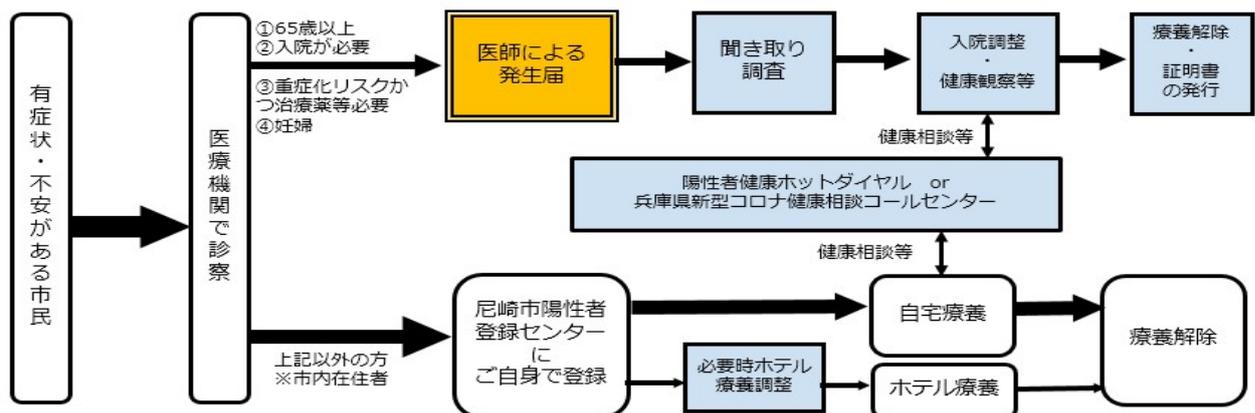
(1) 届出対象の方

保健師等による聞き取りによる調査と健康観察、入院調整等の医療提供支援を継続するとともに、療養証明書の発行など従来どおりの支援を実施します。

(2) 届出対象外の方

「尼崎市陽性者登録センター」にご自身で登録された方には、体調悪化時の相談、宿泊(ホテル)療養の調整等を実施します。なお、届出対象外の方には療養証明書の発行は行いません。

新型コロナウイルス感染症の全数届出見直し後（尼崎市版イメージ）



以上